

告示

埼玉県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
居宅介護支援 事業所 ライ フプラン	所沢市星の宮 一―九―一〇 ア―ガスヒル ズ五九―一〇	株式会社リハ ロー	居宅介護支援	平成三十年一月 一日
ともえ薬局 吹上店	鴻巣市吹上富 士見一―七― 二八	アンデルセン エフアンドデー 株式会社	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	平成三十一年三 月一日
利根いこの里 ショートステイ (ユニット型)	加須市大越一 九三三	社会福祉法人 潤青会	短期入所生活 介護	平成三十年二月 一日